

災害救助法適用地域における災害で被害をうけた受験生への入学検定料免除について

日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学では、被災者の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、次のとおり入学検定料の免除を行います。

1. 対象となる入学試験

令和5年度実施の令和6年度入学者選抜より適用

2. 免除内容

出願に伴う入学検定料の全額免除

3. 対象者

学費負担者が災害救助法の適用されている地域で被災し、かつ、次の各号のいずれかに該当する受験者

①学費負担者が死亡又は行方不明となっている方

②学費負担者の所有する自宅家屋が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は流失の被害を受けた方

入学検定料の免除の対象となる災害は、免除を受けようとする入学者選抜試験の入学年度前3カ年間に発生したもので、受験前に発生したものととなります。

4. 申請方法

次の手順で申請してください。

(1) 事前連絡をする

事前に入試・広報課へ連絡をしてください。

連絡先 入試・広報課

電話 018-829-3759

受付時間 平日 8:30~17:00

メール koho@rcakita.ac.jp

(2) 申請書類を提出する

本学への事前連絡後、受験しようとする入学者選抜試験の出願期間開始日1週間前までに、次の書類を提出してください。

なお、この申請を行う場合は入学検定料を振り込まないでください。

①入学検定料免除申請書（様式1） ※様式は本学ホームページよりダウンロードしてください。

②学費負担者の死亡又は行方不明を証明する書類（3の①に該当する方）

③学費負担者が居住する市区町村の長の発行する罹災証明書（3の②に該当する方）

5. 入学検定料の免除の方法

申請に基づいて審査の上、入学検定料を免除又は返還します。

6. 許可又は不許可の通知について

(1) 許可と決定された方

看護学部：許可通知と共にインターネット出願の際、必要となるパスワードを記載した書類を送付しますので、入学検定料の納付は不用です。

介護福祉学科：許可通知を送付します。入学検定料の納付は不用です。

(2) 不許可と決定された方

看護学部：電話連絡をするとともに文書により通知しますので、連絡を受けた後、インターネット出願の手続きに従い入学検定料を納付してくだ

さい。

介護福祉学科：電話連絡をするとともに文書により通知しますので、連絡を受けた後、入学検定料を納付してください。

8. その他

入学検定料納付後に申請があった場合は、審査結果及び手続きについて後日通知いたします。

入学選抜試験毎に申請が必要となりますが、罹災証明書（写し）等の証明書類は、一回のご提出で結構です。

審査に時間を要する場合は、その旨を電話又はメールにて連絡をします。この場合は、入学検定料は納付いただき、審査後の決定に基づき後日手続きを行うこととします。

7. お問い合わせ、提出先

〒010-1492 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-2
日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学
入試・広報課
電 話：018-829-3759（平日 8:30-17:00）
メー ル：koho@rcakita.ac.jp